

広島県告示第二十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、呉市倉橋町所在の次の表の上欄に掲げる字の区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨、呉市長から届出があった。

なお、この字の区域の変更は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七百七十九条の規定によって、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から効力を生ずる。

平成二十一年一月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

上 欄		下 欄
字	地 番	字
長尾間奥（山林部）	一九七〇の一、一九七一の一、一九七二の一、一九七二の二、一九七三、一九七四の三、一九八七の三、一九八七の四、一九八八、一九八九の一、一九八九の二、一九九〇、一九九六の二の一部	長尾間奥
長尾間	九〇四〇の一の一部	
片平山	九〇四一の一の一部	
片平山（山林部）	二〇二二の一の一部	
長尾間	九〇四〇の一の一部	片平山
長尾間奥	九〇一一の一部、九〇二二の一の一部	
長尾間奥（山林部）	一九九六の二の一部	
片平山（山林部）	二〇二二の一の一部、二〇二二の一、二〇二二の三、二〇二二の七	

右の表の上欄の区域には、これらの区域に隣接介在する道路・水路である市有地の全部を含む。